

平成30年度後期用教科書無償配布について

文部科学省では、海外に在住する義務教育学齢期の児童を対象に、在外公館を通じて教科書を無償で配布しています。

教科書の配布をご希望される方は、以下の要領でお申し込みください。

なお、これから海外に転居される方は、日本出国前に、必ず(財)海外子女教育振興財団へご連絡の上、教科書を予め入手されてから渡航してください。

海外子女教育振興財団HPアドレス：<http://www.joes.or.jp/kyokasho> です。

1. 配布対象

当館管轄地域(マッカ州及びマディーナ州は、在ジッダ総領事館)に長期滞在し、日本国籍を有する学齢期(小学1年生から中学3年生まで)の児童・生徒となります。

なお、お申し込みには、在留届が提出済みであることが、必要です。

また、日本国籍を有する永住者の方は、原則として無償配布対象になりませんが、将来、日本の中学・高校等へ進学又は日本で就労する意思を持つ学齢期の児童・生徒は、配布を受けることは可能です。

リヤド日本人学校及びダハラン補習授業校に在籍されている児童・生徒は、各校を通じての配布となりますので、お申し込みの必要は、ありません。

2. 配布教科書

該当学年の1セットのみ。(後期は、小学生のみの配布となります。)

3. 配布時期及び配布方法

9月下旬から10月初旬の見込みです。

到着後は、当館領事部窓口にて配布いたします。

4. 申し込み方法及び期限

[後期用申請書](#)にご記入いただき、日本国籍を有する保護者及びお子様の日本旅券の写しとともに当館までメール(画像ファイル)にてお申し込みください。

申し込み先は、consular-sec@rd.mofa.go.jp

申し込み期限：5月10日(木)16時まで

5. 申し込み締め切り後の教科書申請

上記申し込み期限に、申請手続きができなかった場合でも当館を通じて(財)海外子女教育振興財団へ「教科書追加送付申請」を行うことで、教科書を受け取ることができます。

なお、この場合においても在留届の提出が必要ですので、事前にインターネットで届け出を済ませておいてください。

当館から外務省を通じて追加申請が海外子女教育振興財団に送られ、財団に届き次第、申請された方へメール又はFAXにて教科書送付に関する案内が届くことになっております。

なお、追加申請の場合には、財団の手数料1000円及び日本からの送料は、申請者負担となりますので、ご承知おきください。

もし、送料の詳細及び郵送手配等ご不明な点がありましたら、直接、財団へお問い合わせ願います。

なお、この場合においても在留届の提出が必要となりますので、未提出の場合には事前にご提出ください。

在留届は、ネットによる在留届電子届出システム(ORRnet)による提出が可能ですので、当館HPをご覧ください。

財団連絡先：(財)海外子女教育振興財団情報サービスチーム

<http://www.joes.or.jp/index.html>

電 話：+ 8 1 - 3 - 4 3 3 0 - 1 3 4 9

F A X：+ 8 1 - 3 - 4 3 3 0 - 1 3 5 5

(了)